

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第二十九号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則（昭和三十年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

様式第五十四号 その二	納税通知書兼領収証書（自動車税）	法第十三条第一項
----------------	------------------	----------

を

様式第五十四号 その二	削除	
----------------	----	--

に、

様式第一百一号その七	納付書	法第一条第一項第八号
様式第一百一号その八	納付書	法第一条第一項第八号

を

様式第一百一号その七及び様式第一百一号その八	削除	
------------------------	----	--

に

改める。

第八条の七第一項中「第一百十九条第一項第一号の規定による」を「第一百十九条第一項の規定による一般乗合用のバス（地方バス路線維持のため県が行う補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「路線バス事業者」

という。)が所有する一般乗合用のバスのうち、当該補助に係るバス路線(以下「生活路線」という。)において運行の用に供するものに限る。)の」に改め、「(同号)に規定するバス路線をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「地方バス路線維持費補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者(以下この項において「路線バス事業者」という。)」を「路線バス事業者」に、「総数」の次に「(第8条の8第2項の代替路線バスの総数を除く。)」を加え、「地方バス路線維持費補助の」を「地方バス路線維持のため県が行う補助の」に改め、「全走行キロ数」の次に「(第8条の8第2項の代替路線バスの県内の全走行キロ数を除く。)」を加える。

第八条の八第一項中「第百十九条第一項第二号の規定による」を「第百十九条第一項の規定による一般乗合用のバス(路線バス事業者が所有する一般乗合用のバスのうち、廃止されたバス路線に代わる路線において運行の用に供するものに限る。)の」に改め、同条第二項中「地方バス路線維持費補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者」を「路線バス事業者」に、「一般乗合用」を「一般乗合用」に改め、「の走行キロ数」の次に「(他の路線バス事業者の運行系統又は鉄道と競合する区間の走行キロ数を除く。)」を加え、同条第三項中「で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつたため廃止された路線(以下「廃止路線」という。)に代わる路線のうち、次に掲げる基準」を「のうち、次のいずれか」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 輸送人員の減少等により運行の維持が困難となつたため廃止された路線(以下「廃止路線」という。)に代わる路線のうち、当該廃止路線の運行系統の輸送目的と同じ輸送目的でその廃止の日後一年以内に運行が開始されるもの

- 二 路線バス事業者が、市町の依頼により運行を継続する路線

様式第四十二号その一中

前減免自動車登録番号	異動年月日

を

前減免自動車登録番号	異動年月日	
	取得年月日	

に改める。

様式第五十四号その一の表(中)「使用される」を「自動車納税証明書を使用される」に改め、同様式の裏(中)「2 課税」を「2 課税処分」に、「この課税」を「この処分」に、「」を受け取った」を「の送達を受けた」に、「次に」を「右に」に改める。

様式第五十四号その二を次のように改める。

様式第 54 号その 2 削除

様式第六十二号その四中「生活路線走行キロ数」を「代替路線走行キロ数」に改める。

様式第九十九号その二の裏(裏)及び様式第一百一号その一の二の裏(裏)中「次に」を「右に」に改める。

様式第一百一号その七及び様式第一百一号その八を次のように改める。

様式第 101 号その 7 及び様式第 101 号その 8 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。